

条例改正案の概要

1 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

【概要】

後期高齢者医療制度臨時特例基金に、新たに国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額を追加し、これに伴い基金の失効期限を1年間延長（平成23年3月31日まで）するもの。

（高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の内容）

- ・ 平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額の減額に要する費用
- ・ 平成21年度における所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額の9割軽減に要する費用
- ・ 平成21年度における所得の少ない被保険者に係る所得割額の50%軽減に要する費用
- ・ 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村が実施する後期高齢者医療制度の説明会の開催並びに周知及び広報のための経費
- ・ 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費

2 北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の一部を改正する条例案

【概要】

運営安定化基金に、各会計の余剰金の運用により生じる預金利子を積み立てることとする（積み立てる額は、従来どおり後期高齢者医療会計歳入歳出予算において定める。）ことに伴い、当該基金の処分の用途に保健事業を加えるもの。

3 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

【概要】

1 保険料軽減対策の恒久措置

(1) 均等割の新たな減額の区分の設定（条例第14条第1項第1号の2）

均等割額が7割軽減される世帯のうち、被保険者及びその属する世帯の他の被保険者の年金収入が80万円以下でその他各種所得がない場合は、均等割額の10分の9を軽減することとするもの。

(2) 所得割額の軽減（条例第14条第3項）

基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の所得割額については、一律50%軽減することとするもの。

2 被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額の特例（附則第12条）

被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額については、平成21年度も9割軽減を継続することとするもの。

3 その他所要の改正（減免に関わる規定の整備等）